

1. 件名

三菱原子燃料（株）における安全性向上評価に関する面談

2. 日時

令和5年10月23日（月）13時30分～15時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、古作企画調査官、大橋上席安全審査官、  
中野上席安全審査官、大岡主任安全審査官、野村主任安全審査官、  
藤原主任安全審査官、内海安全審査官、小野安全審査官、武田安全審査官、  
青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、山口係員、  
横山原子力規制専門員

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他8名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当課長 他1名

原子燃料工業株式会社

品質・安全管理室長

東海事業所 環境安全部長

熊取事業所 安全管理グループ長 他3名

日本原燃株式会社

安全・品質本部 副本部長 他2名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社（以下「三菱原子燃料」という。）から、安全性向上評価の届出に係る届出時期や記載内容の考え方について、配布資料に基づき相談があった。

また、三菱原子燃料の準備状況について、他のウラン加工事業者と情報共有を行った。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

（届出の時期の考え方について）

- ・安全性向上評価の実施に係る届出時期については、加工規則（第9条の3の2及び第9条の3の3）や当該評価に係るガイド（加工施設及び再処理施設の安全性

向上評価に関する運用ガイド)に記載のとおり、「定期事業者検査が終了した日以降6月を超えない時期に評価を実施し、その後遅滞なく届出を行う。」であり、評価の起算日である「定期事業者検査が終了した日」とは、原子炉等規制法第16条の5第3項及び加工規則第3条の13第2項に基づき提出される報告書に記載の定期事業者検査の終了日であると解することができる。

- ・事業者においては、原子力規制庁の検査担当部門との情報共有や連携を適切に行うこと。
- ・なお、安全性向上評価の実施に係る届出については、上記の考え方を踏まえ適切に内容の検討を進め、加工規則第9条の3の3に定められているとおり、安全性向上評価については、評価を実施した後、遅滞なく届出を行うこと。

(届出の記載の考え方について)

#### 【第1章関係】

- ・「1.3.1 加工施設の位置」以降の記載については、評価時点における施設の状態として、許認可を受けた加工施設の評価時点における設計情報(位置、構造及び設備)に係る記載が必要。
- ・その上で、資料P3の「1.3.8 加工の方法の概要」等の概要的な記載については、「1.3 構築物、系統及び機器」(評価対象範囲の機器等の宣言に係る記載)などの別の箇所に記載をすることが望ましい。
- ・また、「1.3.11 加工施設における放射線の管理に関する事項」等の評価に係る事項については、「1.6 法令への適合性の確認のための安全性評価結果」以降の個別の章に記載することが望ましい。

#### 【第2章関係】

- ・第2章においては、書類管理方法の改善に係る取組など、現在事業者が取り組んでいる事項について、その取組の計画等を記載することは問題ない。
- ・「2.5 ピアレビュー」の記載事項については、安全性向上評価に関する外部評価の活用等について取り組みの記載を求めるものである。

#### 【第3章関係】

- ・「3.1.1 内部事象及び外部事象に係る評価」について、航空機落下のみ評価すると記載があるが、当然、航空機落下以外についても、評価すべき最新の知見があれば、適時評価を実施する必要がある。
- ・第3章については、今回の説明では全体的に「今回は実施しない方針としたい。」とのことだが、初回の届出であり評価自体ができないことは理解するところ、今後の対応に係る計画や方針については、ここで示されるべきと考えている。

(その他)

- ・三菱原子燃料の届出の準備状況については、今後面談の場において、適時確認を実施する。
- ・なお、届出の準備作業において不明な点があれば、適時面談の実施を申し出ること。

○三菱原子燃料から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料 1 : MSR-23-020 加工施設における安全性向上評価の実施内容について

以上